

平成30年
4月スタート!

子育て世帯の住宅取得を応援します!

墨田区三世代同居・近居住宅取得支援制度

義務教育修了前のお子様がいる子育て世帯へ 最大 **50** 万円助成



子育て環境の充実や親世帯と子育て世帯の相互支援が可能となるよう、区内在住の親世帯と同居又は近居するため、新たに住宅を取得する子育て世帯に対し、住宅取得費用の一部を助成します。



助成金額

新築住宅購入

50万円 (定額)

中古住宅購入

30万円 (定額)

フラット35 子育て支援型

の利用が可能に

**+ 年0.25%の金利引下げ
(5年間)**

「フラット35」とは民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する、最長35年の全期間固定金利住宅ローンです

お問い合わせ

墨田区 都市計画部 住宅課 ☎ : 03-5608-6215 (直通)

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

🏠 申込が出来る方

- 新たに親世帯と同居又は近居（親世帯の住宅から 1km 以内）するために住宅を取得する子育て世帯（義務教育修了前の子どもがいる世帯）が対象となります。詳細な要件等は、ホームページでご確認いただくか、住宅課へお問い合わせください。

主な要件

- 平成 30 年 4 月 1 日以降に区内で住宅を取得すること
- 親世帯が交付申請時点において 3 年以上引き続き区内に住所を有し、現に居住していること
- 子育て世帯及び親世帯の全員が住民税を滞納していないこと など

対象住宅

- 子育て世帯自らが居住する住宅であること
- 助成金の交付申請時点において、世帯人数に応じた最低居住面積水準[※]以上の住戸専用面積の住宅であること など

※最低居住面積水準：国が規定する、世帯人数に応じて健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する基準

最低居住面積水準の基準（2人以上の世帯）

計算式： $10\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{ m}^2$

注1 世帯人数は3歳未満：0.25人、3歳以上6歳未満：0.5人、6歳以上10歳未満：0.75人と換算

注2 世帯人数（注1適用後）が4人を超える場合は、計算式で算出した後5%を控除する

計算例：大人2人、子ども2人（3歳・7歳）の場合

$$10\text{ m}^2 \times (2 + 0.5 + 0.75) + 10\text{ m}^2 = 42.5\text{ m}^2$$

🏠 申請方法

- 転居・転入後、原則3か月以内に申請書に必要書類を添えて、郵送又は住宅課窓口へ直接提出してください。※予算の上限に達した場合、申請は受け付けられませんのでご了承ください。

🏠 申請書類

- 三世帯同居・近居住宅取得助成金申請書（第1号様式）
- 子育て世帯及び親世帯全員の続柄入りの住民票
- 親世帯との親子関係が証明できる戸籍全部事項証明書
- 取得した住宅の建物の登記事項証明書
- 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅の場合は、耐震性能を確認できる書類
- 子育て世帯及び親世帯全員（申請日時点において、18歳未満の者を除く。）の前年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書
- 誓約書（第2号様式）
- 同居又は近居する住宅の位置図
近居の場合は、親世帯の住宅の位置及び子育て世帯の住宅からの距離が分かる位置図
- 取得した住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 取得した住宅の検査済証又はそれに類する証明書の写し

*様式はホームページでダウンロードできます。また、住宅課窓口でも配布しています。

🏠 フラット35 子育て支援型について

- 本制度の対象の方は、「フラット35」の要件を満たす場合、「フラット35 子育て支援型」の利用申請が出来ます。区から交付される「【フラット35】子育て支援型利用対象証明書」によって、「フラット35」の借入金利を5年間、**年0.25%**引き下げることが出来ます。申請方法等につきましては、ホームページでご確認いただくか、住宅課へお問い合わせください。

🏠 その他

- 助成金は税法上の一時所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。申請等の詳細につきましては、管轄の税務署にご確認願います。